別表第〇二〇八・四〇号中「及び海牛目のもの」を「、海牛目のもの及び鰭脚下目のもの」に改め、同表第〇二〇八・五〇号の次に次の一号を加える。

〇二〇八・六〇	らくだ科のもの	無税

別表第〇二・〇九項を次のように改める。

〇二・〇九	豚の脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	一〇％
〇二〇九・一〇	豚のもの	一〇％
〇二〇九・九〇	その他のもの	

別表第〇二一〇・九二号中「及び海牛目のもの」を「、海牛目のもの及び鰭脚下目のもの」に改める。

別表第〇三・〇一項中

「 〇三〇一・一〇	観賞用の魚	
一	こい及び金魚	五％
二	その他のもの	二・五％」

を

「 〇三〇一・一〇	観賞用の魚	
一	こい（キュプリヌス属のもの）及び金魚（カラシウス・アウラトゥス）	五％
二	その他のもの	二・五％」

に改め、同表第〇三〇一・九三号中「こい」の下に「（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）」を加え、同表第〇三〇一・九四号中「トゥヌス・ティヌス」の下に「及びトゥヌス・オリエンタリス」を加える。

別表第〇三・〇二項から第〇三・〇七項までを次のように改める。

〇三・〇二	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	
〇三〇二・一一	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。） ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	五％
〇三〇二・一三	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）	五％
〇三〇二・一四	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	五％
〇三〇二・一九	その他のもの ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）	五％
〇三〇二・二一	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	五％
〇三〇二・二二	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	五％
〇三〇二・二三	ソール（ソレア属のもの）	五％
〇三〇二・二四	ターボット（プセタ・マクシマ）	五％
〇三〇二・二九	その他のもの まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	五％
〇三〇二・三一	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	五％
〇三〇二・三二	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	五％
〇三〇二・三三	かつお	五％
〇三〇二・三四	めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）	五％
〇三〇二・三五	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）	五％
〇三〇二・三六	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	五％
〇三〇二・三九	その他のもの にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、あじ（トラクルス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）及びめかじき（クスィフィアス・グラディウス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	五％
〇三〇二・四一	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	一〇％
〇三〇二・四二	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	一〇％
〇三〇二・四三	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの） 一　サルディノプス属のもの	一〇％
	二　その他のもの	五％
〇三〇二・四四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	一〇％
〇三〇二・四五	あじ（トラクルス属のもの）	一〇％
〇三〇二・四六	すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）	五％